

S.C.WORKS 今週のスタディ！

【ヘッドライン】

- 1) 「大衆薬の通信販売に経過措置案」
- 2) 「リサイクル・ループ、コンビニ業界へ拡大」
- 3) 「ペットボトルのキャップ」

---

1) 「大衆薬の通信販売に経過措置案」

厚生労働省は11日、一般用医薬品（大衆薬）のインターネット販売を含む通信販売の是非を議論する検討会で、同じ医薬品を継続して使用する人や離島に住む人に対して、2年間に限って通信販売を認める経過措置案を示した。

ネット販売や通販を原則として認めない方針は変えず、特定の利用者などを対象に一部を認める激変緩和措置を取ることにした。

厚労省は2月に大衆薬の通信販売を規制する省令を公布。6月1日の改正薬事法と同時に施行するが、副作用リスクが低い第3類を除く大半の大衆薬の通信販売が禁止されることになった。しかし、ネット業者などの反発が強まったため、舛添要一厚労相が検討会を設けて改めて議論してきた。

経過措置の対象は薬局・薬店のない離島に住む人と、省令施行前に購入した医薬品を継続使用している人。継続使用者については、同一店舗で同じ種類の医薬品を購入する場合に限って認める。経過措置は第2類の大衆薬が対象で、第1類は対象とならない。このほか薬局が製造販売する医薬品も対象となる。

6月1日までに“第何種”や“薬局が製造販売する医薬品”を分かりやすく明確にし、通販の有無が分かるよう利用者も確認を急ぐ必要がある。

---

2) 「リサイクル・ループ、コンビニ業界へ拡大」

小売各社、コンビニ各社が取り組みを発表してきたリサイクル・ループの事業形態が整いつつある。

コンビニ大手のファミリーマートは、店舗から出る食品廃棄物で飼料を作り、その飼料で育てた豚の肉を使った弁当を5月下旬に発売することを発表した。リサイクル・ループによる豚肉を全面採用した食品の発売はコンビニでは初めて。同社は今後、取扱店舗の拡大などリサイクル・ループの輪を広げていく考えだ。

2007年12月の「改正食品リサイクル法」施行後、小売大手のイオンが2008年6月、改正食品リサイクル法の「再生利用事業計画」の認定を取得し食品残さのリサイクル飼料で飼育された豚肉を販売したのが始めて。

従来は食品をリサイクルして飼料にするには焼却処分の2倍の費用がかかっていたものが、効率的に回収できることで費用を焼却処分と同程度に抑えられるようになってきた。また、

飼料化することで、焼却処分する際に発生するCO2も削減できることもあり、現在も推奨され続けている。  
大手企業によるインフラ整備が進み、今後は中小企業の取組みが促進されるとみられている。

---

### 3) 「ペットボトルのキャップ」

ペットボトルキャップは800個で1人分のポリオワクチンに換えることができ、さらに償却ごみを減らすことでCO2約6.3キログラム分の削減効果があるという。

パナソニックセンター大阪が「わくわく宝島」というイベントを機に4ヶ月かけて8万1772個のキャップを回収し、ポリオワクチン102人分、CO2・644キログラム相当を削減した。

同センターは人々の環境意識の高さを実感したという。

このように「受け口」があれば人々は進んで協力するのではないか。ペットボトルの本体や食品トレー、牛乳パック等はスーパーでも回収が進んでおり、リサイクルに役立っている。さらにこのキャップや空き缶のプルトップなど社会貢献できる物の回収もスーパーやコンビニが率先して取り組めば、より有効活用できるのではないか。